

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から同年12月まで

私は、昭和52年12月に国民年金に任意加入してから国民年金保険料の納付を続けてきた。申立期間中の57年9月にA市からB市へ転居し、B市役所に転入届を提出した際に、国民年金被保険者の住所変更手続も行った。申立期間直後の58年1月から同年3月の保険料は納付済みになっているので、その前の6か月間の保険料だけを納付しなかったとは考えにくく、納付記録が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に国民年金に任意加入し、以後、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、61年4月以降、国民年金被保険者の種別変更手続を適切に行っており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、「昭和57年9月に、B市役所に転入届を提出した際に、国民年金被保険者の住所変更手続も行った。」と述べているところ、申立人に係る被保険者台帳には、A市からB市への住所変更日が同年9月8日と記載されており、同年10月26日にA市を管轄する社会保険事務所（当時）からB市を管轄する社会保険事務所へ当該被保険者台帳が移管されたことが確認できることから、申立人が速やかに国民年金被保険者の住所変更手続を行っていたことがうかがえ、申立人の申述内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は、6か月と短期間である上、申立人の夫は申立期間前後を通じて同一の事業所に勤務しており、申立期間当時の生活状況に大きな変化は無く、保険料の納付が困難となる特段の事情も認められないことから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、結婚した直後の昭和53年4月頃に、A市役所の職員に勧められ、窓口で国民年金の加入手続を行った。以後、定期的に自宅に集金に来ていた信用金庫の職員に、国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した直後の昭和53年4月に国民年金に加入して以降、申立期間①及び②を除き、長期間にわたり国民年金保険料を納付している上、60歳以降は国民年金に任意加入し保険料を納付しているなど、納付意識の高さがかがえる。

また、申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、オンライン記録及び申立人の特殊台帳により、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人夫婦は、申立期間①以前からB業を営んでおり、取引先の信用金庫の職員が定期的に保険料の集金に来ていたと述べているところ、申立人夫婦と取引のある信用金庫は、申立期間当時から現在に至るまで、顧客から保険料を預かることはある旨回答しており、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東千葉国民年金 事案 4518

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私は、20歳になった昭和50年\*月頃に、A区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。53年4月に結婚し、申立期間の国民年金保険料は、定期的に自宅に集金に来ていた信用金庫の職員に、納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年\*月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、長期間にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間であり、オンライン記録及び申立人の特殊台帳により、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人夫婦は、申立期間以前からB業を営んでおり、取引先の信用金庫の職員が定期的に保険料の集金に来ていたと述べているところ、申立人夫婦と取引のある信用金庫は、申立期間当時から現在に至るまで、顧客から保険料を預かることはある旨回答しており、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年11月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月30日から同年11月8日まで

私は、昭和36年3月6日からA社にB業務の担当として勤務し、同社が倒産した同年8月1日以後も同社の残務整理をしながら勤務していた。申立期間についても、給料が支給され厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、年金事務所の記録では資格喪失日が同年1月30日となっていることに納得できない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年8月1日より後の同年11月8日付けで、遡って同年1月30日と記録されていることが確認できる上、複数の元同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本では、同社は、申立期間も法人事業所であったことが確認できる上、複数の元同僚は、「昭和43年8月1日以後も同社に今までどおり継続勤務していた。」と証言しており、複数の元同僚の雇用保険の加入記録が同日以降も確認できることから、同日において、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、上記被保険者名簿において、申立人を含む被保険者73名全員につ

いて、それぞれの資格喪失日を一度記載した上から赤字で訂正している形跡が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和 43 年 1 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理日である同年 11 月 8 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、6 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（当時）における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月は1万8,000円、同年5月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和33年4月1日に入社し、本社C業務担当に配属され、35年4月1日に同社B営業所に転勤になり、36年10月31日に退職するまで同営業所で継続して勤務した。しかし、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び複数の元同僚の供述から、申立人は、A社本社から同社B営業所に転勤し、申立期間も当該営業所に継続して勤務していたことが認められる。なお、同社B営業所は、厚生年金保険の適用関係を同社本社の一括適用に移行するため、昭和35年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これに伴い同日付けで当該営業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員は、同日付けで同社本社において被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できるところ、同様に申立人も同日付けで同社本社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時も今も、給与計算と保険料控除は本社で一括処理していた。」と回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において同社B営業所に

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月は1万8,000円（同年4月時点の最高等級の標準報酬月額）、同年5月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東千葉厚生年金 事案 5267

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社から関連会社のC社に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、同年1月1日から同年4月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の従業員の供述等から判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（A社から関連会社のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と申立期間当時、A社で一緒に勤務していた複数の元同僚が、「申立人は昭和40年4月1日に関連会社のC社に異動した。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年12月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から59年12月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間①について、私は、厚生年金保険に加入する際、会社から、厚生年金保険に加入する前の国民年金保険料を納付するように言われたため、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った。そのとき、市役所の職員から、「2年間遡って払える。」と教えられたので、1回につき4万円から5万円の保険料を、昭和60年4月、5月及び6月の3回にわたり、市役所で納付した。

申立期間②について、私の両親がC納税組合による集金により、毎月、家族分の保険料をまとめて納付していたので、私の保険料を納付しなければ、納税組合の集金担当者が指摘するはずである。

申立期間①及び②の年金記録を納付済みの記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社の担当者から「厚生年金保険に加入するために、その前の分の国民年金保険料を納付してください。」と言われて国民年金に加入したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には昭和60年10月19日と記載され、A市の被保険者名簿の記載と一致していることから、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した後に国民年金に切替え、厚生年金保険の資格喪失日に国民年金の被保険者資格を取得したと推認することができ、申立期間①は、国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である。（なお、オンライン記録では、「得喪年月日」（初めて被保険者となった日）は、厚生年金保険の記録が基礎年金番号に統合された平成17年10

月 11 日の時点で、「昭 60. 10. 19」から厚生年金保険の被保険者資格を喪失した「昭 60. 10. 20」に変更されている。）

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月 8 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者等の資格取得日から同年 12 月頃に申立人に対して払い出されたことと推認できることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したと主張する同年 4 月から同年 6 月の各月は、国民年金の加入手続前の期間であることが分かる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C 納税組合による集金以外の方法で申立期間②の国民年金保険料を納付した記憶は無い。」と主張しているが、A 市の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料徴収区分欄には、「61. 4. 17」、「835」の記載があり、昭和 61 年 4 月 17 日付けで「835」に変更されていることが確認できるが、当該「835」は、申立人の両親の被保険者名簿から、C 納税組合による集金であることが確認できることから、申立期間②は、C 納税組合の扱いとなる前の期間であったと推認される上、申立期間②は未納と記録されている。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年3月まで  
私の父がA市役所に行ったときに、職員から、私の国民年金保険料が未納になっていると言われたので、その後、具体的な時期は覚えていないが、私が同市役所に行き、窓口で職員に納付書を書いてもらい、保険料を遡って納付した記憶があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、オンライン記録において確認できる申立人及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る資格取得処理日から、昭和60年9月頃に行われ、この際、申立人が20歳となった59年\*月に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、加入手続の時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

しかし、申立人は、「A市役所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付した。」と主張しているところ、A市は、「申立期間を含む昭和59年8月から61年10月までの期間において、国民年金保険料の過年度納付は取り扱っておらず、過年度保険料の納付書を作成することも、過年度保険料を国民年金担当の窓口で受け取ることもない。」と回答している。

また、オンライン記録において、昭和61年10月8日に過年度保険料の納付書が作成されているが、昭和60年度の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、当該納付書が作成された時点において、60年3月以前の保険料に未納があったことが推認される。

以上の状況を踏まえると、申立人がA市役所で遡って納付したとする保険料は、昭和60年9月頃に行ったと推認される加入手続の後に納付した同年4月以降の現年度保険料である可能性を否定できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年9月まで

私は、昭和46年4月頃から会計事務所に勤務し始めたが、社会保険に未加入の事業所であったため勤務先に社会保険の加入を要求したところ、しばらく時間がかかる旨伝えられ、1年間ぐらい待ったものの、社会保険に加入しなかった。このため、47年4月に私がA市B出張所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、同出張所で定期的に国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年4月に、A市B出張所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を定期的に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録から、昭和53年8月から同年10月までの期間に行われ、その際、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した45年1月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和53年8月から同年10月までの期間には第3回特例納付が実施されており、申立期間の国民年金保険料については当該特例納付及び過年度納付により納付が可能であったが、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が明確ではない上、申立期間当時、申立人と同居し、国民年金に加入していた申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「これまでに3冊の年金手帳の交付を受けた。」と述べているところ、そのうち2冊が昭和49年から交付され始めた、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の3制度共通で表紙がオレンジ色の年金手帳、残る1冊

が平成9年1月の基礎年金番号制度導入後に交付され始めた、表紙が青色の年金手帳であり、それらより前に交付されていた国民年金手帳を所持していない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A市居住者に係る年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)において、申立期間の保険料は未納と記録されており、当該納付状況リストの記載内容に不自然な点は無の上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 51 年 6 月頃から A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格取得日が 52 年 8 月 1 日となっていることに納得できない。調査の上、私の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A 社において昭和 52 年 8 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、53 年 9 月 20 日に離職していることが確認でき、当該期間は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、オンライン記録によると、A 社は、平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会文書を送付したが、回答を得ることができず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社の事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務状況等について具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 50 年 4 月 1 日から A 事業所に勤務していたが、同事業所における私の厚生年金保険の資格取得日は 51 年 4 月 1 日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日から A 事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の資格を有する元同僚 7 人に照会を行ったところ、回答があった 5 人のうち 4 人について、勤務開始時期と厚生年金保険の資格取得日との間に約 6 か月から 2 年 5 か月の相違があることが確認できることから、当該事業所は、必ずしも従業員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認される。

また、当該事業所は既に適用事業所ではなく、申立人に係る賃金台帳等の存在を確認できないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には資格取得日が昭和 51 年 4 月 1 日と記載されている。

このほかに申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5270 (事案 2764 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 8 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで、A 社 (現在は、B 社) に勤務しており、申立期間において、月収 40 万円以上の収入があったはずであるが、社会保険事務所 (当時) の年金記録では、それより低い標準報酬月額となっているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C 厚生年金基金及び D 健康保険組合は、「申立期間当時、複写式の用紙を使用しており、同一内容の書類を社会保険事務所に提出していた。」と回答しているところ、申立人の標準報酬月額は、同基金及び同健康保険組合の記録とオンライン記録が一致すること、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及びその前後の被保険者の記録管理に不自然な点は見当たらないこと、iii) B 社は、「A 社に係る賃金台帳等の関係資料について、保存期間を経過しているため保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間の事情を記載したメモを提出し、「私は E 業務の担当ではなく、同僚が事情を知っているので確認してほしい。」と主張している。

しかし、申立人が提出したメモには、支払われた給与及び控除された保険料の額は記載されていないことから、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事業主は、「申立人は E 業務の担当だった。当時、従業員の所持す

る資格の種別により給与に加算した事実はあったが、当時の資料は残っていないので、申立人の勤務条件の詳細は分からない。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は「私と申立人の給与体系は違っている。当時、資格の種別で手当が違っていた。私は基本給及び残業代、申立人は歩合給だった。」と供述しており、もう一人は「申立期間当時、申立人と一緒にE業務の担当をしていた。当時、所持する資格の種別により給与を加算された事実はあった。私はF資格を取得していたが、申立人は所持していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5271 (事案 347 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から27年6月23日まで

私は、前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は認められないとして通知を受けたが、それからしばらくして、私の兄が昭和25年5月にA県B市にあったC事業所に就職し、その翌年の26年6月にD社E支店に入社したことの記憶が鮮明によみがえってきたため、今回、再申立てを行った。再調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和25年4月6日から27年6月23日までの期間について、D社E支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は同年6月23日となっている上、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「兄が昭和25年5月にA県B市にあったC事業所に就職した翌年にD社E支店に入社した。」と主張しており、オンライン記録において、申立人の兄は昭和31年7月からF共済組合(現在は、厚生年金保険)の組合員であったことが確認できることから、F共済組合に申立人の兄に係る同年6月以前の共済組合の加入記録を照会したところ、「昭和16年8月10日に共済組合員となった以降は、21年に軍隊から復員の記録があるのみで25年又は26年に組合員の資格記録に変更等の記録は無い。」と回答しており、25年に申立人の兄が就職により当該共済組合員となった記録は無く、このほかに申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

また、D社E支店は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなって

おり、当該事業所の清算人から申立人の申立期間における勤務実態を確認できる資料は得られない上、申立人が元同僚として氏名を挙げた三人のうち、二人は死亡しており、連絡の取れた一人は、「申立人のことを記憶していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険記号番号払出簿において、D社E支店における申立人の資格取得日は、いずれも昭和27年6月23日と記録されていることが確認できる上、これらの記録に訂正が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人からは新たな資料等の提出は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。